（様式12-2）

要求水準適合表

要求水準書に記載している内容と貴社の提案が異なる場合、その内容を記載してください。

なお、要求水準書の内容と同様・同等の場合「要求水準書に同じ」と記載してください。

適合欄は、何も記載しないで下さい。

| 要求水準書 | メーカ提案書 | 適合 |
| --- | --- | --- |
| 第Ⅱ編　運営・維持管理業務編 |  |  |
| 用語の定義：略 |  |  |
| 第1章　総則 |  |  |
| 犬山市、江南市、大口町、扶桑町（以下、「2市2町」という。）で構成する尾張北部環境組合（以下、「組合」とする。）は、新たなごみ処理施設として可燃ごみを焼却処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設と不燃ごみと粗大ごみの破砕選別処理を行うマテリアルリサイクル推進施設（以下、総称して「本施設」という。）を整備する予定である。本要求水準書は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理事業（以下、「本事業」という。）のうち、運営・維持管理に関する組合が要求する基本的な水準を示すものである。 |  |  |
| 第１節　事業概要 |  |  |
| 1．一般事項現在、構成市町では、犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合（江南市、大口町及び扶桑町で構成する一部事務組合）環境美化センターにおいてごみ処理を行っているが、両施設とも供用開始より30年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。また、ごみ処理にあたっては、国の通知により、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえたごみ処理の広域化の推進を図ることが求められている。 以上のことから、両施設に代わる、新たな処理施設を整備する。なお、本工事は、環境省の循環型社会形成推進交付金の対象事業であり、焼却処理施設は交付率が1／2又は1／3の「エネルギー回収型廃棄物処理施設」、粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設は交付率が1／3の「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行う予定である。本施設の整備方針は次に示すとおりである。本施設の整備方針

|  |
| --- |
| ①迅速、安全、環境にやさしいごみ処理の実現地域住民の不安を和らげるために、安全で安心なごみ処理施設の建設を実現する。 ②３Ｒの拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現環境学習機能や情報発信機能の充実により、ごみの減量化並びに再資源化の実現のための啓発促進に寄与する施設とする。③地域との調和を考慮し周辺の生活環境に配慮した地域密着(コミュニティ型)の施設の実現渋滞対策を含めた周辺の生活環境に対して十分な保全対策を実施し、住民とともに公害を防止、監視するためのシステムを構築するとともに、環境学習機能や情報発信機能を充実するなどし、住民に開かれた施設とする。④ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に再利用できる施設の実現 単にごみを焼却処理し減容化するにとどまらず、積極的、効率的な余熱利用を行うことにより、サーマルリサイクルを実現する。⑤ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築ごみ処理後の残渣のリサイクル先の確保について十分な調査、検討を行い、ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムを構築する。 ⑥公平性を基本とした運用・費用分担の構築 新ごみ処理施設の建設、運営にあたっては、公平性を基本とした運用と費用負担の方法を構築する。  ⑦最終処分量を極力削減する施設の実現 ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築とあわせて、最終処分量を極力削減する施設の実現を目指す。 ⑧経済性に優れた施設の実現と運営 建設費及び維持管理費を含めた、ライフサイクルコストでの経済性に優れた施設を目指す。 |

 |  |  |
| 2．基本事項１）事業名ごみ処理施設整備・運営事業２）施設規模(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設 194 t/24ｈ（97 t/24ｈ×２炉）(2) マテリアルリサイクル推進施設 14 t/5ｈ３）建設場所愛知県江南市中般若町北浦地内４）敷地事業用地の敷地境界は、本要求水準書添付資料-1「事業実施区域平面図」の赤い実線で示した範囲とする。なお、赤で囲んだ区域を都市計画決定区域として予定しているが、区域内には利用不可の用地が含まれていることに留意すること。５）事業用地面積(1) 敷地面積　約 30,000 ㎡(2) 事業実施区域面積　約 28,071.72 ㎡ |  |  |
| 3．運営事業者の事業範囲運営事業者の業務範囲は、「４．組合の業務範囲」を除く本施設に関する以下の業務とする。１）受付業務への協力２）運転管理業務３）焼却灰等運搬業務４）焼却灰等資源化業務５）副生成物等資源化業務６）維持管理業務７）環境管理業務８）防災管理業務９）保安・清掃業務１０）住民等対応業務１１）情報管理業務 |  |  |
| 4．組合の事業範囲組合の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。１）住民対応２）受付業務３）運転管理業務（マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設の一部）４）有価物の資源化（引取先の確保）５）見学者対応業務６）一般廃棄物処理基本計画の策定７）一般廃棄物処理実施計画の策定８）本事業のモニタリング |  |  |
| 5．運営期間本事業における運営業務期間は、令和10年4月１日から令和30年3月31日までの20年間とする。ただし、運営事業者は組合が本施設を30年以上にわたって使用することを前提として運営業務（組合業務への協力を含む）を行うこと。 |  |  |
| 第２節　計画主要目 |  |  |
| 1．計画年間処理量１）エネルギー回収型廃棄物処理施設第Ⅰ編　第１章　第２節　１．エネルギー回収型廃棄物処理施設を参照２）マテリアルリサイクル推進施設第Ⅰ編　第１章　第２節　２．マテリアルリサイクル推進施設を参照 |  |  |
| 2．計画ごみ質１）エネルギー回収型廃棄物処理施設第Ⅰ編　第１章　第２節　１．エネルギー回収型廃棄物処理施設を参照２）マテリアルリサイクル推進施設第Ⅰ編　第１章　第２節　２．マテリアルリサイクル推進施設を参照 |  |  |
| 3．ごみの搬入出１）エネルギー回収型廃棄物処理施設第Ⅰ編　第１章　第２節　１．エネルギー回収型廃棄物処理施設を参照２）マテリアルリサイクル推進施設第Ⅰ編　第１章　第２節　２．マテリアルリサイクル推進施設を参照 |  |  |
| 4．余熱利用計画第Ⅰ編　第１章　第２節　１．エネルギー回収型廃棄物処理施設を参照 |  |  |
| 5．公害防止基準第Ⅰ編　第1章 第3節　環境保全に係る計画主要目を参照 |  |  |
| 6．処理生成物の基準１）エネルギー回収型廃棄物処理施設第Ⅰ編　第１章　第２節　１．エネルギー回収型廃棄物処理施設を参照２）マテリアルリサイクル推進施設第Ⅰ編　第1章　第２節　２．マテリアルリサイクル推進施設を参照 |  |  |
| 7．居室における空気環境の基準居室における空気環境の基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第１条の特定建築物に該当する延べ面積（事務所）に該当する場合は、表1-1に示す基準を遵守することとする。表1 1　居室における空気環境基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 基準値 |
| 居室環境 | 浮遊粉じん | 0.15mg/m3以下 |
| 一酸化炭素 | 10ppm以下 |
| 二酸化炭素 | 1,000ppm以下 |
| 温度 | ①17℃以上28℃以下②居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 |
| 相対湿度 | 40％以上70％以下 |
| 気流 | 0.5m/秒以下 |
| ホルムアルデヒドの量 | 0.1mg/m3以下 |

 |  |  |
| 8．敷地周辺設備第Ⅰ編　第1章 第1節 ５．立地条件を参照 |  |  |
| 9．本施設の要求性能本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。 |  |  |
| 第３節　一般事項 |  |  |
| 1．本要求水準書の遵守運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。 |  |  |
| 2．関係法令等の遵守運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。 |  |  |
| 3．環境影響評価の遵守運営事業者は、現在都市計画決定権者である江南市が実施し、令和３年５月に公表された「尾張北部都市計画ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備に係る環境影響評価」に示されている内容を本業務期間中遵守すること。また、運営業務期間中に運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。 |  |  |
| 4．一般廃棄物処理実施計画の遵守運営事業者は、本業務期間中、組合が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。 |  |  |
| 5．官公署等の指導等運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別途協議することとする。 |  |  |
| 6．官公署等申請への協力運営事業者は、組合が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。また、県等の立入検査や調査が入る場合には運営事業者は、誠意を持って協力すること。 |  |  |
| 7．官公署等への報告等運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を組合に報告し、その指示に基づき対応すること。また、組合業務範囲において官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合は、組合に協力すること。 |  |  |
| 8．組合への報告１）運営事業者は、組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。２）定期的な報告は、「第13章　情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第３節 １１．緊急時対応」に基づくこと。 |  |  |
| 9．組合の検査等運営事業者は、組合が実施する運営全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。なお、運営事業者の協力には、本施設の運転調整を含む。 |  |  |
| 10．労働安全衛生・作業環境管理１）運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。２）運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。３）運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。４）運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。ただし、組合業務範囲における保護具は、運営業務開始当初に納入する保護具を除き組合が整備する。５）運営事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発0100号第１号平成26年1月10日改正）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等組合が定める者の同席を要すること。６）運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。７）安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。また、組合業務範囲における安全作業マニュアルの改善は、組合及び運営事業者の協議により行う。８）運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上問題がある場合は、組合と協議の上施設の改善を行うこと。また、組合が実施する日常点検の結果は参考程度に取扱い、労働安全・衛生上問題がある場合は、組合及び運営事業者の協議により改善を行う。９）運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について組合に報告すること。１０）運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。１１）運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。１２）運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。 |  |  |
| 11．緊急時対応１）運営事業者は、緊急時対応として組合職員と連携を図ること。２）運営事業者は、自然災害等などによる緊急事態に遭遇した場合においても、本施設の損害を最小限にとどめつつ、本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における方法や手段などを取り決めておくＢＣＰ（事業継続計画）を策定すること。また、ＢＣＭ（事業継続管理）によって、策定した計画の適切な運用、維持管理に努めること。なお、組合業務範囲におけるBCPは、組合と協議して策定すること。３）運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。４）運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。なお、組合業務範囲における緊急時対応マニュアルは、組合と協議して策定・見直しをおこなうこと。５）運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合へ報告すること。６）緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に組合職員を含めた防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し、工場棟以外に従事している組合職員の参加について協議すること。７）事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。 |  |  |
| 12．急病等への対応１）運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。２）運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。３）本施設に設置してあるAEDの維持管理（バッテリー交換含む）を定期的に実施すること。 |  |  |
| 13．災害発生時の協力１）震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。ただし、通常の作業条件を著しく逸脱する場合は協議を行う。２）災害発生時に、運営事業者は防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品の支給等を行うなど、適切な対応を行うこと。 |  |  |
| 14．保険運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ること。なお、組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）等、必要な保険に加入する予定である。 |  |  |
| 15．地域振興本施設の運営にあたっては、地元住民の雇用促進のほか、2市2町内の企業等を積極的に活用するとともに物品の調達先についても2市2町から積極的に確保することにより地域振興に貢献すること。 |  |  |
| 第４節　運営業務条件 |  |  |
| 1．運営本業務は、本要求水準書に示した組合業務内容以外の業務を行うこと。また、本要求水準書に記載がない事項で本業務の遂行上、当然必要な業務については運営事業者の責任において実施すること。また、組合は受付業務、マテリアルリサイクル推進施設の運転業務、見学者対応等に従事する。 |  |  |
| 2．提案書の変更原則として提案書等の変更は、できないものとする。ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。 |  |  |
| 3．要求水準書記載事項１）記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。また、本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。２）参考図等の取扱い本要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「（参考）」と記載されたものについて、施設の運営をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。 |  |  |
| 4．契約金額の変更上記2．3．の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。 |  |  |
| 5．本業務期間終了時の引渡し条件運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を組合に引き渡すこと。組合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡に関する検査を行う。１）組合が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の組合への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。２）建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。３）内外装の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。４）主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしており、引き渡し後５年以内に大規模改修の必要がない状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。改修が必要となった場合は、原因を究明の上、組合と協議し、対応について決定する。５）事業期間終了時に、それまでの維持管理業務実績を考慮し見直しを行った長寿命化計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を組合へ報告すること。６）事業期間終了時に本施設の事業期間終了後１年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。７）次期運営事業者に対し、最低３ヶ月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、組合の承諾を得ること。また、組合は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。８）その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、組合と運営事業者の協議によるものとし、令和25年度（運営開始後16年目）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱や延命化対策工事の要否等について組合と協議を開始すること。 |  |  |
| 第2章　運営体制 |  |  |
| 第１節　業務実施体制 |  |  |
| １）運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。２）運営事業者は、組合業務範囲を除いた運転管理業務、焼却灰等運搬業務、焼却灰等資源化業務、維持管理業務、環境管理業務、防災管理業務、保安・清掃業務、住民対応業務及び情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。３）運営事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。４）運営事業者は、初めて本事業で廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び焼却灰等又は副生成物等を取り扱う業務等に従事する作業員に対して、労働安全衛生規則に基づく特別教育を実施すること。５）焼却灰等、副生成物等及び有価物の引取、運搬、資源化企業を安定的に確保すること。 |  |  |
| 第２節　有資格者の配置 |  |  |
| １）運営事業者は、本事業の現場統括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）として、以下のすべての要件を満たす者を運営開始後2年間以上配置すること。なお、組合業務範囲で必要な資格の有資格者は、組合で配置する。①廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者②連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、提案した処理方式に限る）で、複数炉で構成された施設（１年以上の稼動及び１系列あたり90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）で発電設備を有した　　施設の現場総括責任者としての経験を有する者２）運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格及び連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、提案した処理方式に限る）で、複数炉で構成された施設（1 年以上の稼動及び１系列あたり90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）で発電設備を有した施設において1年以上の実務経験を有する者を配置すること。３）運営事業者は、運営に必要となるボイラー・タービン主任技術者等の有資格者を配置すること。４）運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。５）運営事業者は、試運転時から必要な有資格者を試運転時に配置すること。 |  |  |
| 第３節　連絡体制 |  |  |
| 運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。 |  |  |
| 第3章　受付業務への協 |  |  |
| 第１節　受付・計量業務への協力・支援 |  |  |
| 本業務は、組合が実施する。組合が実施する業務は、表3-1に示すとおりである。運営事業者は表3-1に示す業務以外に必要となる業務と円滑な受付が可能とするように組合へ協力・支援を行うこと。表3-1　組合が実施する予定の主な業務

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 主な業務内容 |
| 受付管理 | 直営収集車、委託収集車、許可業車、直接持込車、脱水汚泥・し渣搬入車、火災廃材持込車、処理不適物搬出車（以下、「搬入車両」という。）に対しての搬入・搬出時の計量手続き |
| 焼却灰等の搬出車両、副生成物等の搬出車両、有価物等、剪定枝、有害ごみの引取車両の計量手続き |
| 直接持込者の料金徴収、領収書の発行、料金の取扱 |
| 計量設備で利用するカードリーダ登録用カードの新規登録 |
| 計量設備における搬入物の確認 |
| 搬入車両の施設内の案内・指示 |
| 受付日・時間等 | 受付日：月曜日から土曜日ただし、12月31日～1月3日を除く（12月31日は受け付ける場合がある。）受付時間：平　日　8:30～17:０0　　　　　土曜日　8:30～13:30直接持込受付時間（予定）　　　　　平　日　8:30～1２:０0、13:00～16:30　　　　　土曜日　8:30～11:30　ただし、12月29日～1月3日は直接持込ができない。（予定） |
| その他 | 計量棟（または計量室）内、プラットホーム監視室、プラットホーム内のトイレ清掃 |
| 伝票等の消耗品がある場合の消耗品の管理、消耗品の使用量または残量の運営事業者への報告 |

 |  |  |
| 1．受付管理１）運営事業者は、円滑な受付管理が行えるように誠意をもって組合に協力すること。２）ITV等により搬入車両の状況を必要に応じて組合へ伝えること。３）年末年始等の搬入車両が多くなる時期には、組合と連携し安全な受付管理が行えるように協力すること。４）組合職員に欠員が出た場合は、可能な範囲で本業務の補助を行うこと。 |  |  |
| 第２節　計量データの管理 |  |  |
| 組合は、処理対象物、エネルギー回収型廃棄物処理施設の焼却灰等及び副生成物等、マテリアルリサイクル推進施設で破砕選別した有価物などの記録した計量データを運営事業者へ提供するので運営事業者は計量データを整理し組合へ報告すること。 |  |  |
| 第３節　計量設備の維持管理 |  |  |
| 計量設備の保守点検は運営事業が行うとともに、消耗品等の使用量または残量については、組合が提供する情報及び直接確認することにより消耗品の調達を行うこと。 |  |  |
| 第4章　運転管理業務 |  |  |
| 第１節　本施設の運転管理 |  |  |
| 運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、本施設は災害廃棄物を受入処理する計画としていることから、災害廃棄物を処理する際は処理に協力すること。 |  |  |
| 第２節　組合の運転管理業務 |  |  |
| 組合が実施する主な運転管理業務は、表4-1に示すとおりである。表4-1　組合が実施する予定の主な業務

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 主な業務内容 |
| 搬入管理 | プラットホーム内における搬入車両の誘導（案内） |
| 直接持込者の荷卸補助 |
| プラットホーム内の床洗浄 |
| 搬入車両の内容物検査（定期的に実施する抜き打ち検査） |
| 本施設における処理不適物の除去、場内運搬、仮置き及び引渡 |
| 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に定められる小型電子機器の選別、フレキシブルコンテナへの保管、搬出 |
| マテリアルリサイクル推進施設の運転管理 | 本施設の運転に必要となる重機の手配、運転、燃料の調達（電気の場合は除く）、維持管理ただし、必要な重機、必要となる時期は応募者の提案による。 |
| 不燃ごみ・粗大ごみ処理ライン、可燃性粗大ごみ処理設備、蛍光管処理設備、スプレー缶処理設備（以下総称して「処理設備」という。）の運転（処理） |
| 災害時における可燃性粗大ごみ処理設備の運転（処理物がごみピットに直接投入する設備構成のみ）及び運転状況の記録（運転状況の記録はデータロガー等による自動記録項目以外で運営事業者が必要と考える項目とし、詳細は組合と協議して決定） |
| 運転及び設備の監視、組合員の安全管理 |
| 処理設備の清掃（運転前、運転後） |
| 処理設備の日常点検（日常点検は、運営事業者が作成する日常点検のマニュアルの範囲とし、その内容は処理設備の見回り程度とする。詳細は運営事業者と協議により決定する。）の実施と記録 |
| 必要に応じて、日常点検記録を運営事業者へ報告 |
| 有価物、有害ごみ、剪定枝の引取企業への引渡（積込み等） |
| 薬剤等の用役の管理と残量または使用量を運営事業者へ報告 |
| 消耗品の管理と残量または使用量を運営事業者へ報告 |
| 予備品の管理と残量または使用量を運営事業者へ報告 |
| 建設事業者が納入した工具、治具の管理。なお、建設事業者が提出する一般工具リストに示された工具が破損した場合は組合が手配する。一般工具リスト以外の特殊工具、治具が破損した場合は運営事業者が手配する。 |
| 保護具等の調達と管理 | 運営に必要な保護具（ヘルメット、安全靴、作業服（夏・冬用）、マスク、保護メガネ、軍手、革手など）は運営開始前に運営事業者が整備すること。その後の管理、補充等は組合が行う。 |

 |  |  |
| 第３節　エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る運転管理業務 |  |  |
| 1．搬入管理本施設のプラットホームの監視は組合で行うことから運営事業者は、組合が行う業務に誠意を持って協力すること。１）運営事業者は、プラットホームにおいて、組合が行う車両の誘導、プラットホームの安全確認についてITV等により安全確保のために協力すること。２）運営事業者は、組合職員に欠員が出た場合で組合からの協力要請があった場合は、可能な範囲で協力すること。３）運営事業者は、組合が実施する展開検査（２ t又は４ tパッカー車等の内容物の検査）に必要に応じて協力すること。なお、展開検査は、許可業者、事業系一般廃棄物搬入車（多量排出事業者）及び家庭系可燃ごみ収集車を対象に実施する予定としている。 |  |  |
| 2．適正処理・適正運転１）運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。２）運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。３）エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転については、エネルギーの回収向上に努める運転とし、定格運転時におけるエネルギー回収率１９％を確保すること。４）本施設から処理不適物等が排出された場合は、組合が保管する場所まで運搬すること。なお、処理不適物は組合の責任で処理する。 |  |  |
| 3．運転管理体制１）運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。２）運営事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。 |  |  |
| 4．用役の管理１）運営事業者は、組合業務範囲を含め必要な光熱水費、薬品等の用役費を負担し、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。ただし、組合業務範囲における用役のうち、重機に関する用役は除く。また、用役の管理は、組合からの報告と運営事業者による必要な管理により行うこと。２）薬品などの常時貯留量は、災害時において１炉基準ごみ運転に必要な5日分を確保すること。 |  |  |
| 5．運転計画の作成１）運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。２）運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。３）運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては組合の承諾を得ること。４）運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。５）運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 6．運転管理記録の作成運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成すること。 |  |  |
| 7．性能試験の実施運営事業者は、第Ⅰ編「第1章 第7節　性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施すること。 |  |  |
| 8．その他本施設に県の立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、組合への助言等、誠意を持って協力すること。 |  |  |
| 第４節　マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理業務 |  |  |
| マテリアルリサイクル推進施設の運転管理は、組合が実施するので運営事業者は運転管理に誠意を持って協力すること。組合が行う主な運転管理業務内容は、表4-1に示したとおりである。 |  |  |
| 1．搬入管理への協力１）運営事業者は、プラットホームにおいて、組合が行う車両の誘導、プラットホームの安全確認についてITV等により安全確保のために協力すること。２）直接持込車両が著しく多い場合などは、可能な範囲で作業補助などの協力をすること。 |  |  |
| 2．運転計画の作成運転計画の作成にあたり、組合業務範囲の運転計画は組合と協議し策定すること。１）運営事業者は、年度別の計画処理量及び組合の運転状況の報告に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合へ報告すること。２）運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合へ報告すること。３）運営事業者は、年度別の計画処理量及び組合の運営状況報告に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、組合へ報告すること。４）運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 3．運転管理記録の作成運営事業者は、組合が記録する各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データ、日常点検記録を共有するとともに運営事業者が行う点検整備、法定点検、修繕工事等の記録を組合へ報告すること。 |  |  |
| 4．資源化物等の取り扱い１）マテリアルリサイクル推進施設で回収した有価物の引取先については、組合が確保する。２）運営事業者は、有価物を資源化企業へ引き渡す際は、必要に応じて組合が行う積み込み等の作業に協力すること。 |  |  |
| 5．性能試験の実施運営事業者は、第Ⅰ編「第1章 第7節　性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施すること。 |  |  |
| 6．その他１）本施設に県の立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、組合への助言等、誠意を持って協力すること。２）2市2町が実施する清掃活動などにより回収した廃棄物の受付、計量管理及び処理を行うこと。 |  |  |
| 第5章　焼却灰等運搬業務 |  |  |
| 第１節　本業務の概要 |  |  |
| 本業務は、本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を応募者が提案した焼却灰等の資源化企業の受取先まで安全に運搬するものである。また、運営事業者は安定的かつ長期的に焼却灰等運搬企業を確保するとともに焼却灰等運搬企業及び運営事業者は焼却灰等の安定かつ安全な運搬業務の責任を負う。 |  |  |
| １．積込み場所と運搬先１）積込み場所：本施設２）運搬先：応募者が提案した場所［　］ |  |  |
| ２．提出書類等焼却灰等運搬企業は、運営開始前（負荷運転による試運転開始含む）まで以下の書類を提出し組合の承諾を得ること。なお、提出した書類の内容に変更が生じた場合は、変更内容を記載した書類を組合へ提出し承諾を得ること。１）着手届２）運搬車両一覧表３）作業従事者名簿４）車検証写し（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法適合車であること）５）運搬車両を運転するための運転免許証写し（運搬車両を運転する者のみ）６）本施設から焼却灰等資源化企業の引取先までの運搬ルート（複数ある場合は全ての運搬ルート）７）その他、組合が指示するもの |  |  |
| ３．報告焼却灰等運搬企業は、業務の実績を明らかにするため運搬量等を整理した業務実績報告書を毎月まとめ翌月１０日以内に組合へ報告すること。なお、報告書は以下の方法によるものとする。１）本業務の実績量は、本施設の計量設備で計量した量を基準とする。２）焼却灰等の種類別、運搬先別に運搬量を整理すること。３）その他、組合が指示する内容を報告すること |  |  |
| ４．賠償責任及び保険焼却灰等運搬企業は、業務上本施設及び第三者へ損害等を与えた場合、賠償の責任を負うものとする。この場合は、遅滞なく組合及び運営事業者へ報告を行うとともに運営事業者の指示に従い原状回復等を行うこと。また、焼却灰等運搬企業は、本業務期間中、本業務に必要な保険に加入すること。加入する保険の種類等については提案によるものとする。 |  |  |
| ５．緊急時の対応焼却灰等運搬企業は、業務実施中に重大事故等の緊急事態に備え、連絡体制を整え緊急措置に対する準備をすること。また、運営事業者は応急措置に協力しなければならない。 |  |  |
| 第２節　運搬業務の実施 |  |  |
| １．運搬日及び業務時間運搬日及び業務時間については、組合、焼却灰等運搬企業及び運営事業者間で協議の上、決定すること。なお、本施設からの積み込み搬出時間は、平日8：30から17：00まで及び土曜日8：30から12：00までとし12月31日から1月3日までの搬出は認めないこととするが、組合職員従事時間外における搬出を行う場合は、事前に組合と協議して決定すること。 |  |  |
| ２．焼却灰等の安全かつ適正な運搬１）エネルギー回収型廃棄物処理施設から排出される焼却灰等を焼却灰等資源化企業の引取先まで安全かつ適正に運搬すること。２）焼却灰等の運搬にあたっては、焼却灰等運搬業務委託契約書、廃棄物処理法、道路交通法等の関係法令を遵守し、確実かつ安全に行うこと。３）事業実施区域内では、運搬車両、一般車両、作業従事者、見学者の通行に支障を与えないようにすること。４）焼却灰等の積み込み及び荷卸に際しては、運営事業者及び焼却灰等資源化企業と十分に連携を図り、焼却灰等の運搬による本施設の運営に影響が出ないようにすること。５）焼却灰等の積み込み及び荷卸に際しては、焼却灰等の飛散等による周辺環境へ影響を与えないように運営事業者及び焼却灰等資源化企業と連携し十分な対策を講じること。なお、焼却灰等の飛散等により周辺環境へ影響を与えた場合は、運営事業者、焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業が連携して原因究明、影響の把握及びその対策を検討し現状復旧させること。６）焼却灰等の運搬にあたり、予め定めた通行ルートの周辺住民に迷惑を与えず、苦情が発生しないように十分注意すること。万一苦情等が生じた場合は、速やかに組合及び運営事業者に報告するとともに焼却灰等運搬企業及び運営事業者の責任において必要な措置を行うこと。７）エネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転で生じる焼却灰等も運搬すること。 |  |  |
| ３．焼却灰等の運搬手順等１）本施設の焼却灰等の積み込み① 本施設からの焼却灰等の積み込み方法は、建設事業者の提案による方法とする。② 焼却灰等の積み込みは、運営事業者及び焼却灰等運搬企業が連携して行う。③ 焼却灰等運搬企業は、焼却灰等を運搬にあたり天蓋付き車両等の飛散防止対策を講じた車両を用意する。２）本施設での計量方法① 焼却灰等運搬車両は、運営事業者立ち会いのもと本施設の計量設備で空荷の状態を計量する。② 焼却灰等を積み込んだ後、運営事業者立ち会いのもと本施設の計量設備で計量後、計量伝票１枚を焼却灰等運搬企業が保管する。③ 焼却灰等運搬企業及び運営事業者は、過積載となっていないことを確認し搬出する。３）計量方法の変更等運営開始後、合理的かつ効率的で正確な計量を行える場合は組合と協議し計量方法を変更できるものとする。 |  |  |
| ４．その他留意事項等１）運営事業者は、焼却灰等資源化及び運搬計画に基づき焼却灰等の運搬頻度等を計画し実施すること。２）業務実施場所及びその周辺は常に清潔に保つこと。３）所定の場所以外への立ち入りをしないこと。４）本施設の構内道路は、安全運転に心掛け、徐行で通行すること。５）運搬中において本業務で定めたもの以外は混入しないこと。６）予め定めた運搬ルート及び焼却灰等資源化企業の引取先まで確実に運搬すること。ただし、交通事故、道路工事等による予め定めた運搬ルートを通行することができない場合は、組合及び運営事業者へ連絡すること。 |  |  |
| 第6章　焼却灰等資源化業務 |  |  |
| 第１節　本業務の概要 |  |  |
| 本業務は、本施設の稼働に伴い排出され焼却灰等運搬企業により運搬・搬入される焼却灰等を焼却灰等資源化企業が自らの施設で資源化を行うものである。なお、運営事業者は焼却灰等資源化企業を安定的かつ長期的に確保するとともに焼却灰等資源化企業及び運営事業者は焼却灰等の安定かつ安全な資源化業務の責任を負う。 |  |  |
| １．焼却灰等の資源化先と資源化方法１）焼却灰等資源化先：［　］２）資源化方法：［　］３）受入可能量：［　］t/日、［　］t/年 |  |  |
| ２．提出書類等焼却灰等資源化企業は、運営開始前（負荷運転による試運転開始含む）まで以下の書類を提出し組合の承諾を得ること。なお、受入に際して地元市町村等の協定を有する場合は協定書の写しを提出すること。１）着手届２）一般廃棄物処理業許可証の写し３）一般廃棄物処理施設設置許可証の写し４）資源化施設の概要（処理フロー、受入可能量など）５）その他、組合が指示するもの |  |  |
| ３．報告焼却灰等資源化企業は、業務の実績を明らかにするため運搬量等を整理した業務実績報告書を毎月まとめ翌月１０日以内に組合へ報告すること。なお、報告書は以下の方法によるものとする。１）本業務の資源化実績量は、本施設の計量設備で計量した量を基準とする。２）焼却灰等の種類別、資源化別に整理すること。３）その他、組合が指示する内容を報告すること |  |  |
| 第２節　焼却灰等の資源化の実施 |  |  |
| １．焼却灰等の安定かつ適正な資源化１）エネルギー回収型廃棄物処理施設から排出される焼却灰等を焼却灰等資源化企業の施設において適正に処理・資源化を行うこと。２）焼却灰等の資源化にあたっては、焼却灰等資源化業務委託契約書、廃棄物処理法、等の関係法令を遵守し、適切に資源化を行うこと。３）焼却灰等資源化企業は、運営事業者及び焼却灰等運搬企業と十分に連携を図り、焼却灰等の資源化による本施設の運営に影響が出ないようにすること。４）焼却灰等の資源化にあたり、周辺住民に迷惑を与えず、苦情が発生しないように十分注意すること。万一苦情等が生じた場合は、速やかに組合及び運営事業者に報告するとともに焼却灰等資源化企業及び運営事業者の責任において必要な措置を行うこと。５）焼却灰等資源化企業は、資源化に伴う周辺環境へ影響を与えないようにすること。なお、周辺環境へ影響を与えた場合は、焼却灰等資源化企業及び運営事業者が連携して原因究明、影響の把握及びその対策を検討し現状復旧させること。６）エネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転で生じる焼却灰等も運搬すること。７）運営事業者は、焼却灰等資源化企業の受入基準を満足していることを確認するために法律等に定められた方法で分析・管理を行うこと。また、分析結果は組合へ報告すること。８）処理前に選別した処理不適物及びマテリアルリサイクル推進施設で回収した鉄、アルミを除き本施設稼働に伴い発生する焼却灰等は、運営事業者の責任において資源化を行うこと。【焼却灰等の受入基準の分析・管理項目等】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 測定項目 | 頻度 | 基準値 | 分析等の方法 |
|  | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 |
|  | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 |
|  | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 |
|  | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 |

 |  |  |
| ２．その他留意事項等１）運営事業者は、焼却灰等資源化及び運搬計画に基づき焼却灰等資源化量の計画を策定し実施すること。２）業務実施場所及びその周辺は常に清潔に保つこと。 |  |  |
| 第7章　副生成物等の引取業務 |  |  |
| 第１節　本業務の概要 |  |  |
| 本業務は、本施設の稼働に伴い排出される副生成物等の全量引取し資源化する業務であり、運営事業者は副生成物等引取企業を安定的かつ長期的に確保するとともに副生成物等引取企業は副生成物等の全量資源化の責任を負う。 |  |  |
| １．副生成物等の資源化先と資源化方法１）副生成物等の資源化先：［　］２）有効利用方法：［　］３）副生成物等の買い取り価格：［　］円/t |  |  |
| 2．提出書類など副生成物等引取企業は、運営開始前（負荷運転による試運転開始含む）まで以下の書類をそれぞれ提出し組合の承諾を得ること。１）着手届２）資源化先企業の概要３）副生成物等の運搬車両一覧表４）車検証写し（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法適合車であること）５）運搬車両を運転するための運転免許証写し（運搬車両を運転する者のみ）６）その他、組合が指示するもの |  |  |
| ３．報告副生成物等引取企業は、業務の実績を明らかにするため運搬量等を整理した業務実績報告書を毎月まとめ翌月１０日以内に組合へ報告すること。なお、報告書は以下の方法によるものとする。１）本業務の資源化実績量は、本施設の計量設備で計量した量を基準とする。２）副生成物等の種類別、資源化別に整理すること。３）その他、組合が指示する内容を報告すること |  |  |
| 第２節　副生成物等の資源化の実施 |  |  |
| １．副生成物等の安定かつ適正な資源化１）エネルギー回収型廃棄物処理施設から排出される副生成物等を副生成物等引取企業において適正に処理・資源化を行うこと。２）副生成物等の資源化にあたっては、運営業務委託契約書、廃棄物処理法、道路交通法等の関係法令を遵守し、適切に資源化を行うこと。３）運営事業者は、副生成物等の資源化に支障のないように適切に保管すること。４）運営事業者は、副生成物等がJIS A 5031、JIS A 5032の規格及び引取先における基準を満足していることを確認するために法律等に定められた方法で分析・管理を行うこと。また、分析結果は、組合へ報告すること。副生成物等の引取基準の分析・管理項目等】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 測定項目 | 頻度 | 基準値 | 分析等の方法 |
|  | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 |
|  | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 |
|  | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 | 〔　　　　　　〕 |

５）副生成物等引取企業は、運営事業者と十分に連携を図り、副生成物等の資源化による本施設の運営に影響が出ないようにすること。６）副生成物等の資源化にあたり、周辺住民に迷惑を与えず、苦情が発生しないように十分注意すること。万一苦情等が生じた場合は、速やかに組合及び運営事業者に報告するとともに副生成物等引取企業及び運営事業者の責任において必要な措置を行うこと。７）副生成物等引取企業は、資源化に伴う周辺環境へ影響を与えないようにすること。なお、周辺環境へ影響を与えた場合は、副生成物等引取企業及び運営事業者が連携して原因究明、影響の把握及びその対策を検討し現状復旧させること。８）運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転で生じる副生成物等がJIS規格を満足しているか確認した後、副生成物等引取企業に提案価格で売却すること。 |  |  |
| ２．その他留意事項等１）運営事業者は、副生成物等の資源化及び運搬計画に基づき副生成物等資源化量の計画を策定し実施すること。２）業務実施場所及びその周辺は常に清潔に保つこと。 |  |  |
| 第8章　維持管理業務 |  |  |
| 第１節　本施設の維持管理業務 |  |  |
| 運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。また、マテリアルリサイクル推進施設、計量設備及び説明用調度品の維持管理のうち、日常の管理は組合が実施するが定期的な維持管理は、運営事業者が行うこと。なお、維持管理にあたっては、施設保全計画等に基づいて行うこととする。ただし、マテリアルリサイクル推進施設、計量設備及び説明用調度品の保全計画の作成にあたっては組合と協議して作成すること。組合が実施する予定の維持管理業務は、表8-1に示すとおりである。表8-1　組合が実施する予定の主な業務

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 主な業務内容 |
| 計量設備 | 計量ポスト、計量棟内（室内）機器の清掃 |
| 計量設備の目視点検 |
| マテリアルリサイクル推進施設の運転管理 | 重機の維持管理、法定点検、部品等交換 |
| 不燃ごみ・粗大ごみ処理ライン、可燃性粗大ごみ処理設備、蛍光管処理設備、スプレー缶処理設備の日常点検（日常点検は、運営事業者が作成する日常点検のマニュアルの範囲とし、その内容は処理設備の見回り程度とする。詳細は運営事業者と協議により決定する。）の実施と記録 |
| 説明用調度品 | 説明用調度品の目視点検 |
| 管理棟（管理機能） | 管理棟内（管理機能）の展示品のうち組合が移設した展示品の維持管理 |

 |  |  |
| 第２節　保守管理 |  |  |
| 保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な部品の取り換えなどの一切の管理を指す。 |  |  |
| 1．保守管理計画書の作成１）保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、マテリアルリサイクル推進施設、計量設備及び説明用調度品の保守管理計画は、組合と協議して作成すること。２）保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表8-2の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。３）保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。４）未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。５）組合及び運営事業者が行う日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。なお、臨時点検の対象は、組合業務範囲の全ての設備、機器を含むものとする。表 8-2　法定点検、検査項目（参考）

| 設備名 | 法律名 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| クレーン | クレーン等安全規則定期自主検査 | 第34 条 定期自主検査第35 条 定期自主検査第36 条 作業開始前の点検第40 条 性能検査 | 1年に1回以上1月に1回以上作業開始前2年に1回以上 |
| エレベータ | クレーン等安全規則 | 第154 条 定期自主検査第155 条 定期自主検査第159 条 性能検査第162 条 検査証の有効期間の更新 | 1年に1回以上1月に1回以上1年未満～2年以内に1回以上 |
| 建築基準法 | 第12 条 報告、検査等 | 1年に1回以上 |
| 第１種圧力容器 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 第67 条 定期自主検査第73 条 性能検査等 | 1月に1回以上1年に1回以上 |
| 第２種圧力容器 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 第88 条 定期自主検査 | 1年に1回以上 |
| 小型ボイラー及び小型圧力容器 | ボイラー及び圧力容器安全規則 | 第94 条 定期自主検査 | 1年に1回以上 |
| ボイラ | 電気事業法 | 第55条 定期安全管理審査／定期事業者検査 |  |
| 電気事業法施行規則 | 第94条の2　定期事業者検査 | 運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降２年を超えない時期 |
| 第94条の5　定期安全管理審査 | 各組織の状況等に応じ、各号に定める時期 |
| 蒸気タービン | 電気事業法 | 第55条 定期安全管理審査／定期事業者検査 |  |
| 電気事業法施行規則 | 第94条の2　定期事業者検査 | 運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降4年を超えない時期 |
| 第94条の5　定期安全管理審査 | 各組織の状況等に応じ、各号に定める時期 |
| 計量機 | 計量法 | 第21条 定期検査の実施時期等 | 2年に1回以上 |
| 貯水槽 | 水道法施行規則 | 第55条 清掃第56条 検査 | 1年に1回以上 |
| 地下タンク | 消防法 | 第14 条の3 | 消防法の規定による |
| 消防用設備 | 消防法施行規則 | 第31 条の6 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告 | 外観点検3 月に1 回以上機能点検6 月に1 回以上総合点検1 年に1 回以上 |
| エアコンディショナー | フロン排出抑制法 | 第16 条第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 | (7.5kW～50kW未満)3年に1回(50kW以上)1年に1回 |
| 冷蔵機器及び冷凍機器 | (7.5kW以上)1年に1回 |
| 電気設備 | 電気事業法施行規則 | 第50条第3項第３号 | 保安規程に定めた点検（日常点検、月次点検、年次点検、臨時点検等）を定めた期間毎におこなう。 |
| その他必要な項目 | 関係法令による |  | 関係法令の規定による |

 |  |  |
| 2．保守管理の実施運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。なお、保守管理計画の作成にあたり、マテリアルリサイクル推進施設、計量設備及び説明用調度品については、組合と協議して作成すること。 |  |  |
| 3．保守管理計画書の報告１）保守管理実施結果報告書を作成し組合へ報告すること。なお、マテリアルリサイクル推進施設、計量設備及び説明用調度品の報告書は、組合と協議して作成すること。２）保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第３節　修繕工事 |  |  |
| 修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。 |  |  |
| 1．補修工事補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。１）補修工事計画書の作成①運営事業者は、表8-3を参考に補修工事計画書を作成すること。なお、補修工事計画書の作成にあたり、マテリアルリサイクル推進施設、計量設備及び説明用調度品については、組合と協議して作成すること。②運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。③運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。④保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。⑤補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。表8-3　補修工事の分類（参考）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作業区分 | 概 要 | 設備・機器（例） |
| 補修工事 | 予防保全 | 時間基準保全(TMB) | ・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。 | コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等 |
| 状態基準保全(CBM) | ・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。 | 耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等 |
| 事後保全(BM) | ・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。・保全部材の調達が容易なもの。 | 照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類 |

※プラント、建築設備の例２）補修工事の実施運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき､本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。３）補修工事実施の報告①運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。②運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。③補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 2．更新工事更新工事とは、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。１）更新工事計画書の作成①運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、更新工事計画書の作成にあたり、マテリアルリサイクル推進施設、計量設備及び説明用調度品については、組合と協議して作成すること。②運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。③保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。④更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。２）更新工事の実施運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき､本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。３）更新工事実施の報告①運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。②運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。③更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 3．保全工事保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。なお、マテリアルリサイクル推進施設、計量棟（計量室）及び管理棟については、組合と協議して行うこと。 |  |  |
| 第４節　清掃 |  |  |
| 運営事業者は、運営期間をとおして本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。運営事業者は、清掃計画書を作成し組合の承諾を得ること。また、清掃計画書に基づき清掃を実施し、清掃実施結果報告書を組合へ報告すること。なお、マテリアルリサイクル推進施設、計量棟（計量室）及び管理棟の日常の清掃は組合が行うが、運営事業者は定期的に清掃事業者による清掃、窓拭き等を行うこと。 |  |  |
| 第５節　維持管理マニュアル |  |  |
| １）運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。２）運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第６節　精密機能検査 |  |  |
| １）運営事業者は、３年に１回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。２）運営事業者は、１年に１回以上の頻度で、機能検査を実施すること。３）精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。４）マテリアルリサイクル推進施設、計量設備、説明用調度品等の組合が扱う設備や機器の精密機能検査等に組合は協力する。 |  |  |
| 第７節　長寿命化計画の作成及び実施 |  |  |
| 1）運営事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画を作成し、組合の承諾を得ること。２）本業務期間を通じた長寿命化計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、組合の承諾を得ること。３）運営事業者は、長寿命化計画に基づき、本施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。 |  |  |
| 第9章　環境管理業務 |  |  |
| 第１節　本施設の測定管理業務 |  |  |
| 運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。また、測定した記録は公表する計画であるので、公表データの作成、データの提供など組合が行う公表作業に協力すること。 |  |  |
| 第２節　測定管理マニュアル |  |  |
| 運営事業者は、表9-1に示す測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。なお、作成にあたっては表9-1の項目及び頻度と同等以上とすること。本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び組合が合意した場合、表9-1に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目を変更する必要が生じた場合は、別途協議するものとする。運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。表9-1　業務期間中の測定項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 計 測 項 目 | 測定頻度 | 備考 |
| 排ガス | ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素 | ２ヶ月に１回以上 | 各炉 |
| 水銀 | ４ヶ月に１回以上 |
| 酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん | 連続測定 | 各炉 |
| ダイオキシン類 | １回/年以上 | 各炉 |
| ごみ質（エネルギー回収型廃棄物処理施設） | 種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成 | 12回/年 |  |
| 焼却主灰 | 重金属溶出量 | １回/年 |  |
| ダイオキシン類 | １回/年 |  |
| 熱灼減量 | １回/月 |  |
| 資源化先受入基準 | 適宜 | 受入基準による |
| 焼却飛灰溶融飛灰 | ダイオキシン類 | １回/年 |  |
| 資源化先受入基準 | 適宜 | 受入基準による |
| 焼却灰等処理物 | 重金属溶出量 | １回/年 | 処理した場合のみ |
| ダイオキシン類 | １回/年 | 処理した場合のみ |
| 溶融スラグ | JIS規格 | 適宜 |  |
| 鉄　類 | 不燃ごみ・粗大ごみを破砕・選別後の純度 | １回/年 |  |
| アルミ類 | １回/年 |  |
| 騒　音 | 騒音 | １回/年 | ２地点 |
| 振　動 | 振動 | １回/年 | ２地点 |
| 悪　臭 | 臭気指数 | １回/年 | ２地点、脱臭装置排出口排水 |
| 作業環境 | ダイオキシン類濃度 | ２回/年 |  |
| 粉じん濃度 |  |
| 二硫化炭素 | 適宜 | 焼却灰等を処理した場合のみ |
| 居室環境 | 浮遊粉じん | 運営開始当初及び改築等を実施した場合 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第一条の特定建築物該当する場合 |
| 一酸化炭素 |
| 二酸化炭素 |
| 温度 |
| 相対湿度 |
| 気流 |
| ホルムアルデヒドの量 |

 |  |  |
| 第３節　排ガス等の基準値を超過した場合の対応 |  |  |
| 1．要監視基準と停止基準１）基準の区分 運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準であり、組合業務範囲による基準超過である場合も同様の扱いである。したがって、組合業務範囲内における業務で基準を上回った場合においては、組合及び運営事業者が協力して原因の究明、対策の検討、対策の実施を行うこととする。その場合の費用の負担等の取扱については、組合と運営事業者が協議する。２）対象項目 ①要監視基準は、本施設からの排ガスに関する環境測定項目のうち、連続測定のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物とし、運営事業者の提案により設定する基準値とする。②停止基準は、法定等に定める方法による。なお、騒音、振動及び悪臭の測定地点については、環境影響調査結果を踏まえた敷地境界地点とする。３）要監視基準及び停止基準及び判定方法 要監視基準及び停止基準の判定方法については、表9-2に示すとおりとする。なお、排ガスに関する要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。表9-2　排ガス等の要監視基準及び停止基準等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 要監視基準 | 停止基準 |
| 基準値 | 判定方法 | 基準値 | 判定方法及び措置 |
| 連続計測項目 | ばいじん[g/m3N] | [ ] | １時間平均値（一酸化炭素は4時間平均値）が左記の基準値を超過した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。 | 0.01 | １時間値平均値（一酸化炭素は4時間平均値）が左記の基準値を逸脱した場合、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行うこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 |
| 硫黄酸化物[ppm] | [ ] | 10 |
| 塩化水素[ppm] | [ ] | 10 |
| 窒素酸化物[ppm] | [ ] | 25 |
| 一酸化炭素[ppm] | [ ] | 30 |
| バッチ計測項目 | ダイオキシン類[ng-TEQ/m3N] | － | 0.01 | 定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行うこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 |
| 水銀[μg/m3N] | － | 30 | 環境省の指定する方法による。基準値を逸脱した場合、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行うこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 |
| 騒音 | 朝 | － | 50 | 敷地境界における基準値を逸脱した場合は、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行うこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 |
| 昼 | － | 50 |
| 夕 | － | 50 |
| 夜 | － | 50 |
| 振動 | 昼 | － | 55 |
| 夜 | － | 55 |
| 悪臭 | 気体排出口 |  | ［ ］ | 悪臭は、要求水準書（設計・建設業務編）第１章　第３節環境保全に係る計画主要目に示す基準とする。敷地境界における基準値を逸脱した場合は、直ちに本施設の運転停止又は運転短縮等を行うこと。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講じること。 |
| 敷地境界(臭気指数) |  | 13 |
| 排出水 |  | 27 |

※煙突出口、乾きガス：O2 12%換算値 |  |  |
| 2．要監視基準値を超過した場合の対応運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。(1)　要監視基準値を逸脱した原因の解明(2)　追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（組合による承諾）(3)　改善作業への着手(4)　改善作業の完了確認（組合による確認）(5)　作業完了後の運転データの確認（組合による確認）(6)　監視強化状態から平常運転状態への復旧 |  |  |
| 3．停止基準値を超過した場合の対応運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、原則として施設の運転を停止することとし、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。(1)　運転の停止、組合、県（組合からの報告）への通知(2)　停止レベルに至った原因の解明(3)　復旧計画の策定（組合による承諾。必要に応じ、県の承諾）(4)　改善作業への着手(5)　改善作業の完了確認（組合による確認。必要に応じ、県の承諾）(6)　復旧のための試運転の開始(7)　運転データの確認（組合による確認。必要に応じ、県の承諾）(8)　本施設の使用再開 |  |  |
| 第10章　防災管理業務 |  |  |
| 第１節　本施設の防災管理業務 |  |  |
| 運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。また、２市２町の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画との連係を図るなど協力を行うこと。 |  |  |
| 第２節　二次災害の防止 |  |  |
| 運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。 |  |  |
| 第３節　緊急対応マニュアルの作成 |  |  |
| 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。 |  |  |
| 第４節　自主防災組織の整備 |  |  |
| 運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。 |  |  |
| 第５節　防災訓練の実施 |  |  |
| 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。 |  |  |
| 第６節　災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理 |  |  |
| １）運営事業者は、以下に示す100人３日分の什器備品等を備蓄するとともに備蓄量の確認・維持管理・更新を行うこと。なお、詳細については組合と協議し、決定すること。２）防災備蓄品の更新にあたっては、備蓄品が無駄にならないように有効利用等を図ること。ア　水（２Lペットボトル） 375本（2.5L/日・人で換算）イ　非常食 100人分×３食分×３日分ウ　毛布 100人×2枚エ　幼児用紙おむつ ［　］名分×３日分オ　大人用紙おむつ ［　］名分×３日分カ　離乳食 ［　］名分×３日分キ　レディースセット ［　］セットク　卓上電気調理器（調乳、簡単な調理等での利用）［　］台ケ　発電式懐中電灯 [　］個３）災害発生時には、備品等の搬出等について組合の指示に基づき対応すること。災害発生時の対応の詳細については組合と協議し、決定すること。 |  |  |
| 第７節　事故報告書の作成 |  |  |
| 運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。 |  |  |
| 第11章　保安・清掃業務 |  |  |
| 第１節　本施設の関連業務 |  |  |
| 運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。 |  |  |
| 第２節　植栽管理 |  |  |
| １）運営事業者は、事業実施区域内の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。２）運営事業者は、事業実施区域内の植栽への散水、剪定等の管理を行うこと。３）台風等の強風の後は、植栽の状況を確認し施設の操業や来場者に危険がおよぶ可能性がある植栽については伐採等の対策を講じること。 |  |  |
| 第３節　清掃業務（本施設以外） |  |  |
| 運営事業者は、運営期間をとおして事業実施区域内（本施設の清掃は維持管理業務に含む）を清掃し清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。 |  |  |
| 第４節　施設警備・防犯 |  |  |
| １）運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。２）運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。３）運営事業者は、警備設備を設置のうえ場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。 |  |  |
| 第12章　住民等対応業務 |  |  |
| 第１節　見学者対応 |  |  |
| １）見学者の受付及び説明は、組合が行う。２）運営事業者は、組合が行う見学者説明に協力すること。３）展示・学習コーナーの運営は組合が行う。ただし、運営事業者は、運営期間中に１回以上は説明用調度品の更新を行うこと。更新対象設備については、組合と協議して決定する。４）見学者説明用パンフレットの追加印刷が必要となった場合は、運営事業者が印刷を実施すること。ただし、詳細については組合と協議し決定すること。参考までに見学者の受入実績を表12-1①、②に示す。表12-1①　犬山市都市美化センターにおける見学者受入人数実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 年間見学者数 | 一日の最大見学者数（見学バスの台数） | 備考 |
| 平成28年度 | 810人 | 147人（　　０台） | 名古屋経済大学　15犬山南小学校　　87城東小学校　　147犬山北小学校　101犬山西小学校　108今井小学校　13楽田小学校　126（2日）池野小学校　26城東中学校　3個人　2走る市政教室114（3日）ｸﾘｰﾝｷｰﾊﾟｰ研修　68（3日） |
| 平成29年度 | 595人 | 159人（　　０台） | 犬山南小学校　　98城東小学校　　159犬山北小学校　102犬山西小学校　99個人　4走る市政教室55（3日）ｸﾘｰﾝｷｰﾊﾟｰ研修　78（3日） |
| 平成30年度 | 427人 | 144人（　　０台） | 犬山南小学校　　66城東小学校　　144犬山北小学校　96今井小学校　11城東中学校　2走る市政教室35（2日）ｸﾘｰﾝｷｰﾊﾟｰ研修　73（3日） |

表12-1②　江南丹羽環境管理組合における見学者受入人数実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 年間見学者数 | 一日の最大見学者数（見学バスの台数） | 備考 |
| 平成28年度 | 1,828人 | 147人（2台） | ピストン輸送でバス２台が２往復。 |
| 平成29年度 | 1,785人 | 146人（2台） | ピストン輸送でバス２台が２往復。 |
| 平成30年度 | 1,853人 | 224人（0台） | 午前・午後２校とも徒歩で見学のためバス配車なし。（４月１９日） |

 |  |  |
| 第２節　周辺住民対応 |  |  |
| １）運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。２）運営事業者は、組合が行う周辺の住民との協議に対して、組合の要請に基づき協力すること。３）組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。４）運営事業者は、周辺農地等への影響がないように配慮すること。５）運営事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議の上対応すること。 |  |  |
| 第３節　公害防止委員会対応 |  |  |
| １）組合は、事業実施区域周辺の６自治会と２市２町から構成する公害防止委員会を設置し、本施設の公害防止に関する監視を行う。２）運営事業者は、公害防止委員会が開催する委員会に必要となる資料作成に協力すること。また、運営事業者は必要に応じて委員会に出席し助言等を行うこと。３）公害防止委員会が本施設の運転状況に関し情報を求めたとき組合と協議し必要な情報を提供すること。４）公害防止委員会が本施設を視察する際は委員会に同行し必要に応じて説明、助言等を行うこと。 |  |  |
| 第13章　情報管理業務 |  |  |
| 第１節　本施設の情報管理業務 |  |  |
| 運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、情報管理は遠隔による管理、クラウドサービスなど最新の情報管理方法を活用すること。ただし、管理する情報については、その目的以外に使用しないものとし、情報漏洩を防止する措置を講ずること。 |  |  |
| 第２節　長期運営実施計画及び年間運営実施計画の策定 |  |  |
| 運営事業者は、運営・維持管理業務開始60日前までに実施体制、各業務の実施計画等を記載した長期運営実施計画を提出し、組合の承諾を得ること。また、長期運営実施計画を踏まえ各業務の年間の計画を整理した年間運営実施計画を提出し、組合の承諾を得ること。なお、２年目以降に提出する年間運営実施計画は、翌事業年度開始30日前までに提出すること。 |  |  |
| 第３節　運営体制 |  |  |
| 運営事業者は、以下の体制について組合の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、組合の承諾を得ること。１）安全衛生管理体制２）防災管理体制３）連絡体制４）施設警備・防犯体制５）運転管理体制６）緊急時の連絡体制 |  |  |
| 第４節　運営マニュアル |  |  |
| 運営事業者は、運営マニュアルを作成し、組合の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、組合の承諾を得ること。運営事業者は、組合と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。運営マニュアルには下記１）～５）のマニュアルに関する内容も含めること。１）運転管理マニュアル２）維持管理マニュアル３）測定管理実施マニュアル４）緊急対応マニュアル５）その他関連業務マニュアル |  |  |
| 第５節　運転管理 |  |  |
| １）運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、組合へ提出すること。２）運営事業者は、組合が提供する計量データ（ごみ搬入量、焼却灰等搬出量、副生成物等搬出量、有価物等搬出量）と運営事業者が管理する運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、組合に提出すること。ただし、マテリアルリサイクル推進施設の運転日報等は、組合が整理する。３）運転管理記録の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。４）運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。５）焼却灰等、副生成物等及び有価物等の資源化実績を整理し組合へ提出すること。 |  |  |
| 第６節　保守管理 |  |  |
| １）運営事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。２）運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。３）保守管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第７節　補修工事 |  |  |
| １）運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し､組合へ提出すること。２）運営事業者は、１）に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。３）補修工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第８節　更新工事 |  |  |
| １）運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し､組合へ提出すること。２）運営事業者は、１）に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。３）更新工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第９節　保全工事 |  |  |
| １）運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し､組合へ提出すること。２）運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。３）保全工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第１０節　作業環境管理 |  |  |
| １）運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。２）運営事業者は、１）に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。３）作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第１１節　清掃実施 |  |  |
| １）運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し､組合へ提出すること。２）運営事業者は、１）に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。３）清掃関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第１２節　測定管理 |  |  |
| １）運営事業者は、表9-1及び9-2に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。２）運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。３）運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、組合へ提出すること。４）運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。５）測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第１３節　施設情報管理 |  |  |
| １）運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。２）運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。３）運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、組合へ報告すること。４）運営事業者は、組合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。 |  |  |
| 第１４節　業務報告 |  |  |
| １）運営事業者は、上記第5節から第13節の履行結果をとりまとめた業務報告書（日報、週報、月報、年報）を作成し、組合へ提出すること。２）業務報告書の提出時期・詳細項目は、組合と協議の上決定すること。 |  |  |
| 第１５節　その他管理記録報告 |  |  |
| １）運営事業者は、年に２回、財務諸表を組合に提出すること。ただし、SPCを設立しない場合は、本業務の財務状況を確認できる資料を提出すること。２）運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、又は受託者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。３）運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。４）管理記録報告については、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。 |  |  |
| 第14章　業務モニタリング |  |  |
| 第１節　モニタリング方法 |  |  |
| 組合は、事業期間にわたり、運営・維持管理業務の実施状況についてモニタリングし、本要求水準書等に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。モニタリングは、運営事業者が本要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行った上で、運営事業者が自らにより確認し、組合はその報告に基づき確認を行う。（１）書類による確認運営事業者は、運営・維持管理業務に係る各業務に関して必要な計画書、報告書を組合へ提出して、本要求水準等の内容の達成状況について承諾を受ける。なお、必要な提出図書の詳細については、組合と運営事業者が協議して決定する。表 14-1　提出書類と提出時期（例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 提出書類 | 提出時期 |
| １ | 長期運営実施計画書 | 運営・維持管理業務開始60日前まで |
| ２ | 年間運営実施計画書 | 翌事業年度開始30日前まで |
| ３ | 月間管理運営・維持管理業務実施計画書 | 毎月25日まで |
| ４ | 業務報告書（日報） | 翌日の12時まで |
| ５ | 業務報告書（週報） | 翌月曜日の12時まで |
| ６ | 業務報告書（月報） | 翌月10日まで |
| ７ | 業務報告書（年報） | 翌事業年度開始30日後まで |
| ８ | 年間施設管理運営・維持管理状況報告書 | 翌事業年度開始30日後まで |
| ９ | その他組合が必要とする書類 | 随時 |

（２）現地における確認組合は、運営・維持管理業務のモニタリング実施にあたり、必要と認める時は、現地における確認を行う。運営事業者は、組合の現地における確認に必要な協力をすること。 |  |  |
| 第２節　モニタリングの手順 |  |  |
| モニタリングの手順及び運営事業者と組合の作業内容は下表に示すとおりである。ただし、モニタリング方法の詳細は、運営事業者が提供するサービスの方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。表 14-2　具体的なモニタリング手順（案）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 運営事業者 | 組合 |
| 計画時 | ・建設完了前に長期運営・維持管理実施計画書、運営・維持管理マニュアルを作成し、組合へ提出する。・年間運営・維持管理実施計画書、月間管理運営・維持管理業務実施計画書、業務報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、組合へ提出する。 | ・長期運営・維持管理実施計画書等を運営事業者と協議の上、内容を確認して承諾する。・業務報告書の様式等を運営事業者と協議の上、内容を確認して承諾する。 |
| 日常モニタリング | ・毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務実績報告書（日報）にその内容を含める。・業務実績報告書（日報）を組合へ提出する。 | ・業務報告書（日報、セルフモニタリング結果報告を含む）の内容及び業務水準を確認して承諾する。 |
| ・本事業の運営・維持管理やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに組合に報告する。 |
| 定期モニタリング | ・業務報告書（日報）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務実績報告書（週報、月報、年報）を提出する。・財務諸表（SPCを設立する場合）を提出する。・モニタリング結果の公表について、組合へ協力する。 | ・業務実績報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を運営事業者へ通知する。・定期的に施設巡回、業務監視、運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。・モニタリング結果に基づき、委託料の支払いを行う。・モニタリング結果について対外的に公表する。 |
| 随時モニタリング | ・適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。 | ・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。・是正指導等を行った場合、運営事業者からの是正指導に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。 |

※モニタリングの実施に際し、組合が行うモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関、外部委託者）は、組合が負担し、それ以外に運営事業者のモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関による調査、分析、評価等を含む。）については、運営事業者が負担する。 |  |  |
| 第３節　是正勧告等の流れ |  |  |
| （１）減額対象及び是正レベルの認定組合は、運営・維持管理業務が事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、次に示す基準（案）に従い、その是正レベルの認定を行い、運営事業者に通知する。減額対象のレベルとその基準（案）レベル１：本施設の運営・維持管理に軽微な支障がある場合等レベル２：本施設の運営・維持管理において数日間の停止が必要となる場合等レベル３：組合の承諾なく特定事業契約書に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等事象のレベルの一部を以下に示す。

|  |  |
| --- | --- |
| レベル | 事象例（一部） |
| レベル１ | ・業務報告の不備・故障等による個別設備の短期間の停止・作業場所等の整理状況が悪い場合・提出書類を期限までに提出しない場合・各種マニュアルの改善を必要に応じて行わない場合・連絡の不備等 |
| レベル２ | ・数日間の停止を必要とする場合（計画的なものを除く）・レベル１に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと組合が判断した場合等 |
| レベル３ | ・７日以上の停止を必要とする場合（計画的なものを除く）・安全管理の不備による人身事故の発生・環境保全に関する規制基準の遵守違反・特定事業契約書等に基づき組合が提出を求めた書類について、正当な理由なく提出しない場合・レベル２に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと組合が判断した場合等 |

（２）注意組合は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当する恐れがある場合、運営事業者に対して、当該業務の是正を行うように注意を行うものとする。運営事業者は、組合から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行うこととする。対策後も是正が見込まれない場合には、組合は文書による厳重注意を行うものとする。是正対策を行わない場合もしくは特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当すると認定した場合、直ちに是正指導を行うものとする。（３）是正指導組合は、本要求水準書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当すると認定した場合、運営事業者に対して、当該業務の是正を行うよう是正指導を行うものとする。運営事業者は、組合から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について組合と協議を行い、是正対策と是正期限等を組合に提示し、組合の承諾を得るものとする。特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル２に該当すると認定した場合、組合は、直ちに是正勧告を行うものとする。（４）是正指導の対処の確認組合は、運営事業者からの是正指導に対する対処の完了通知を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。レベル１の事象において是正が認められない場合、是正勧告の措置を行うものとする。（５）是正勧告組合は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル２に該当すると認定した場合、またはレベル１に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、運営事業者に対して書面により業務の是正勧告を行う。運営事業者は、組合から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、組合と協議のうえ、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を組合に提出し、組合の承諾を得た上で、速やかに是正措置を行うものとする。（６）是正勧告の対処の確認組合は、運営事業者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限を受け、随時のモニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。（７）再度是正勧告上記（５）におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間、内容による是正が認められないと組合が判断した場合、組合は、運営事業者に再度の是正勧告を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングにより、運営事業者の再度是正勧告の対処の確認を行う。なお、再度是正勧告については、組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。（８）警告組合は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル３に該当すると認定した場合、又はレベル２に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、運営事業者に警告を行うとともに、即座にその行為の中止等を指示できる。運営事業者はその指示に従うとともに、理由書及び是正計画書の提出を速やかに行う。組合は、是正計画書の内容協議、承諾及び随時モニタリングにより、運営事業者の対処の確認を行う。なお、警告については、組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。 |  |  |
| 第４節　契約期間終了時のモニタリング |  |  |
| 1．モニタリング方法（１）運営事業者は、事業期間終了５年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱について、協議を開始する。（２）運営事業者は、事業終了時の１年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。（３）組合は、（２）の報告内容について確認を行う。（４）組合及び運営事業者は、上記（３）による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。（５）運営事業者は、本要求水準書等を満たすよう、事業終了時までに、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、組合に確認等を受ける。 |  |  |
| 2．確認方法（１）書類による確認運営事業者は、現況図面、施設の保全に係る資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に組合に提出して確認を受ける。（２）現地における確認組合は施設の現況が、上記（１）で提出された資料の内容のとおりであるかどうか現地における確認を行う。運営事業者は、組合の現地における確認に必要な協力を行うこと。 |  |  |